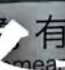


かつしかの窓

2014


初冬号
 南口 South Entrance

Vol.358



Contents

平成26年度法人会と区民の集い	…… 2~3
政治経済講演会を開催	…… 4
私の職場	…… 5
法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」まとまる	…… 6~7
法人会活動レポート	…… 8~9

企業紹介(第8地域事業部)	…… 10~11
葛飾都税事務所からのお知らせ	…… 12
葛飾わくわく!お店探検隊3	…… 13
葛飾区役所税務課からのお知らせ	…… 14
説明会のご案内/編集後記	…… 15

平成26年度 法人会と区民の集い

10月28日シンフォニーヒルズ モーツァルトホールにて開催

「法人会と区民の集い」は葛飾法人会の公益事業として、地域社会に貢献することを目的にほぼ毎年実施している。

今年度は、葛飾区出身者や在住者、活動拠点を葛飾区としている演奏家など葛飾区にゆかりのある人たちに出演をお願いして、地域住民との交流を深めることを目的に開催する。



山田会長



増田副会長



筧副区長



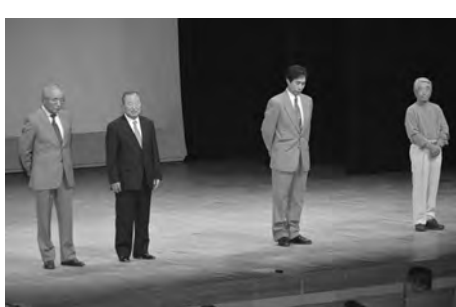
第8地域事業部推薦の
AZUREと支部長



第4地域事業部推薦の
和太鼓グループ彩と支部長



第3地域事業部推薦の
会田くみこ氏・岡井泰彦氏と支部長



第2地域事業部推薦の
神園さやか氏と支部長

8つある地域事業部より推薦を受けて出演するのは、歌手あり、和太鼓演奏あり、木管五重奏、マンドリンとギターのコラボさらに民族舞踊のベリーダンスと幅広いジャンルの方々となっている。

増田副会長の司会にて山田会長が挨拶したあと、葛飾区役所から青木区長の代理として筧副区長が挨拶された。

次に開演となり、第4地域事業部推薦の和太鼓グループ「sai」に

よる演奏が始まる。太鼓を叩くりズミカルな、時にダイナミックな音が会場一杯に響き渡る。

演奏が終わり、司会者より第4地域事業部の支部長が紹介される。以下出演の最後となる第1地域事業部まで、地域事業部内の支部長もしくは支部長代理が紹介される。2番手として第2地域事業部が推薦する歌手の神園さやか氏が登場する。ハスキーな声が会場の皆様の心に染み渡



る。3番手として第8地域事業部が推薦するAZUREによるベリダーンスが披露される。4番手は第3地域事業部推薦の歌手の会田くみ子氏である。こぶしのきいた声が会場の皆様を魅了する。次いで同じく第3地域事業部推薦のマジシャンの岡井泰彦氏が登場する。冴え渡った奇術の技が披露される。

休憩を挟み、第5地域事業部推薦のマンドリンとギターのコラボが始まる。懐かしのメロディーが哀愁を帯びた音調で奏でられる。6番手は再び歌手が登場する。第7地域事業部が推薦する貴津章氏がオリジナル曲や懐かしい曲を張りのある声で披露する。

次はクラシックとなり、第6地域事業部が推薦する木管五重奏が始まる。荘厳な趣が会場に広がる。最後は第1地域事業部が推薦する歌手の山口かおる氏が登場する。伸びのある声が会場の隅々にまで届く。



第6地域事業部推薦の木管五重奏と支部長



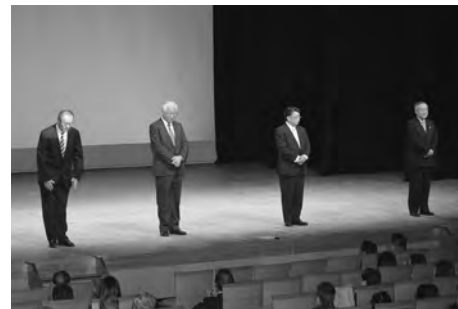
第5地域事業部推薦のテナート マンドリン アンサンブルと支部長



第1地域事業部推薦の山口かおる氏と支部長



第7地域事業部推薦の貴津章氏と支部長



8月27日 田崎史郎氏を迎え

政治経済講演会を開催

「日本は良くなるか

政治と経済の行方」



冒頭、山田会長の開会の辞に次ぎ、大畑葛飾税務署長のあいさつがあった。

本講演では、田崎氏の35年に及ぶ政治記者としての豊富にして貴

重な経験を踏まえた、政治を見る視点、安倍政権の行方とその政策、消費増税はどうなるか、原発再稼働は、外交、様々な問題について、知見が披瀝された。

政治は人間の営みである

まず、いま話題の政治家、現政権を支える人々について、直接ふれ合った人間ならではの様々な興味深いエピソードが披露され、一気に聴衆を魅了した。

政治家にとって大事なものは学歴やIQではなく人間性であり、人間を動かす力である。その意味で「政治とは人間の営み」なのである。

安倍政権の行方と政策

この政権は長期政権と予測しつつ、目下の消費税増税断行には様々なマイナスイメージも多々来年の10%化には疑念を呈した。



また、現政権は株価最優先の政策をとっており、外国人投資家の動向も視野に、長期的には規制改革、JA全中の廃止に向かっており、短期的には法人税減税とGPIF（年金管理独立行政法人）株式運用基準の拡大を断固として行う方針であると語った。

不安材料としては原発再稼働問題が挙げられた。再稼働がふさわしくないことは自明であるが、再稼働されない場合、電力料金の上昇は不可避であり、企業、家庭にもたらされるコスト増リスクは考慮されるべきであるとした。

最後に外交問題にふれ、韓国との国交改善には、日中、日朝改善が



必要であるとし、中国で開催予定のAPECでの日中首脳会談実現、日朝国交改善に効を奏すだろうと期待を寄せ講演を終えた。

また、講演後、聴衆の質問2題に応じ懇切に回答、興味つきない講演会を終了した。

最後に、岡田副会長より閉会の辞が、葛飾法人会の今後の公益事業に対し、更なる理解と協力・支援を要請し、もって締めめの言葉とした。

私の職場

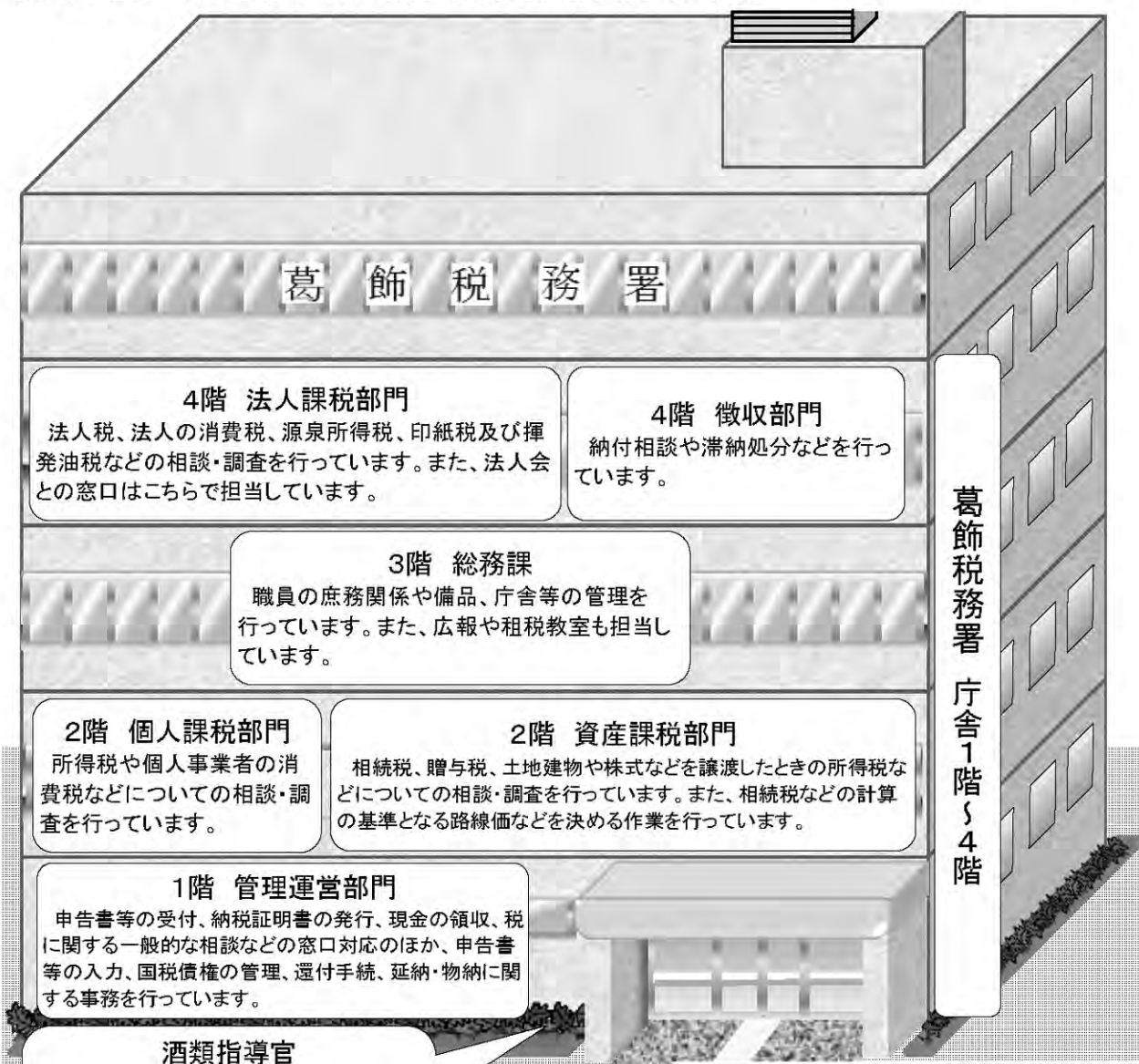
葛飾税務署



(紹介者)
葛飾税務署長 大畑 裕樹

税務署ってどんなところ？

税務署は、納税者との窓口であり、第一線で国税に対する賦課・徴収などの事務を行う行政機関です。税務署は全国に524署あり、葛飾税務署は葛飾区内を管轄しています。



所在地

〒124-8560

葛飾区立石8丁目31番6号

電話番号

03-3691-0941(自動音声でご案内します)



法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」まとまる

中小企業活性化のための税制措置の確立と 聖域なき行財政改革の推進を強く求める！

法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人 全国法人会
総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りま
められたもので、「社会保障と税の一体改革と今後のあり方」「経済活性化と中小企業対策」
「国と地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国85万会員の声として、財務省、中小企業庁、自民党および国会議員など
に対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および441単体会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首
長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

1 社会保障と税の一体改革 と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に 対する基本的考え方

○我が国の社会保障制度は「中
福祉」「低負担」であり、高齢
化社会の急進展により今後の
社会保障給付は急速な増大が
不可避とされることから、社
会保障制度の改革は急を要す
る。

○改革に当たっては、いかに給

2. 消費税引き上げに伴う 対応措置

○消費税率の引き上げに当た
つては、景気に十分な配慮が必
要なほか、現在施行されている
「消費税転嫁対策特別措置法」
の効果等を検証し、中小企業

付を「重点化・効率化」によ
つて抑制するかが重要である。
給付財源を公的負担に頼るこ
とになれば、いくら増税しても
間に合わない。

が適正に価格転嫁できるよう、
さらに実効性の高い対策をと
るべきである。

○事業者の事務負担、税制の
簡素化、税務執行コストおよ
び税収確保などの観点から、
当面（税率10%程度までは）
は単一税率が望ましい。また、
インボイスについては、単一税
率であれば現行の「請求書等
保存方式」で十分対応できる
ものと考えてるので、導入の必要
はない。

3. 財政健全化に向けて

○財政健全化の達成は税の自
然増収や増税のみに頼るのでは
なく、聖域なき歳出削減が不
可欠である。その際には社会
保障をはじめとした各歳出分
野に削減目標を定め、その達
成に必要な具体的方策と工程
表を明示して着実に実行する
ことを求める。

○消費税率のさらなる引き上
げに当たっては経済への負荷を
和らげる財政措置も必要にな
るが、財政健全化の阻害要
因とならないよう十分注意すべ
きである。

○国債の信認が揺らいだ場合、
金利の急上昇など金融資本市
場に多大な影響を与え、成長
を阻害することが考えられる。
市場の動向を踏まえた細心の
財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

○社会保障の安定財源確保と
財政健全化のために、消費税
が引き上げられることは重要で
あるが、その前提に「行革の
徹底」があったことを改めて想
起する必要がある。

○「まず隗より始めよ」の精神
に基づき地方を含めた政府、
議会が自ら身を削らなければ
ならない。

5. 共通番号制度について

○マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。

○個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、「コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

○復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率

は35・64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである(法人実効税率20%台の実現)。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい(代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべき)。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和56年以来、80

0万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含め、本則化することを求める。

○小額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し、本則化することを求める。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であり、更なる要件緩和と充実、事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税

制の創設を求める。

III 国と地方のあり方

○地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。

○地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

IV 震災復興

○被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhoinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

法人会活動しポート

第5、第6地域事業部

10月13日

中川に親しむ集い 2014



知名度がまだ低い公園と船着場ですが、青木区長を始め多くの方が応援に駆けつけて来て下さり、当日来場者は1,000名以上にも上りました。

社会貢献委員会

11月2日

献血運動



今年最初の献血を水元公園にて行いました。総勢31名で日本赤十字社の献血事業のお手伝いをしました。献血者の勧誘と受付業務が主な役割です。奇跡的にもお天気に恵まれ、献血申込者数103名のうち献血者は82名という成績でした。

立石支部

9月6日

立石フェスタ参加



立石駅周辺で行われた「立石フェスタ」に立石支部お手伝いさせていただきました。法人会のアピールをさせていただきました。

第3地域事業部

8月2日

視察研修旅行



スカイツリーと浅草ビューホテルへの視察研修旅行が参加者43名で開催された。初の試みでしたが、皆さまからまた開催をとの声を頂いた。

※記事の詳細は、ホームページをご覧ください。

当会の top ページ



1- 行事カレンダーをクリックしてください

行事カレンダーのページ



2- 開催月日から行事をクリックしてください

行事の記事が表示されます

第3地域事業部

10月5日

ダンスパーティーを開催



青戸地区センター4階にて開催。大勢の参加者を頂き、生バンド、プロのデモもあり大変盛り上がりました。青木葛飾区長にもお出で頂きました。

法人会活動しポート

立石支部

10月2日

会員増強推進会議



会員増強推進会議が行われました。催し物にご参加いただいで熱い思いをお伝えする事が原点であるとの結論に。本部・組織委員さん有難うございました。

細田支部

9月12日

親睦バス研修旅行



恒例の親睦バス研修を行い会員、非会員も含めて40名が参加しました。今回は有明にある、東京臨海広域防災公園に行きました。

女性部会

7月～9月

租税教室を開催



第5回「税に関する絵はがきコンクール」とセットで租税教室を右記日程で開催いたしました。

7月4日の梅田小学校を皮切りに、7月に7校、9月は6校で租税教室を開催。絵はがきのみ参加が2校(西小菅小学校、西亀有小学校)と絵はがきコンクールには計15校の参加を頂きました。



暑い中、税務署、都税事務所、税理士会の講師を担当して下さった方々、また女性部会役員・会員の皆さまお世話様でした。

回を重ねる毎に参加校は確実に増えております。

皆様のご理解ご協力の賜物と感謝申し上げます。

学校名	日時
梅田小学校	7月4日(金)
柴又小学校	7月5日(土)
住吉小学校	7月5日(土)
北野小学校	7月5日(土)
清和小学校	7月14日(月)
中青戸小学校	7月15日(火)
葛飾小学校	7月16日(水)
柴原小学校	9月3日(水)
松上小学校	9月6日(土)
木根川小学校	9月6日(土)
東柴又小学校	9月16日(火)
こすげ小学校	9月17日(水)
上小松小学校	9月18日(木)

消費税 期限内納付 推進運動 実施中!

消費税の
期限内納付を
忘れずに。

- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には
申告・納付期限^{※1}が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
源泉納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{※2}に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^{※2}	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回)

※1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の5月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 地方消費税を含む年税額をいいます。

法人会

株式会社内装社

(水元東支部)

弊社は昭和39年創業の内装工事店で、今年創業50周年を迎える内装工事店です。

マンション、店舗、大型ショッピングモール等の工事をメインにしておりますが、戸建住宅や賃貸マンションの現状回復工事も手掛けておりますので、どうぞ宜しくお願いします。

会 社 概 要

代表取締役社長 木 村 理

所在地 葛飾区東金町7-38-10

T E L 03-3600-0621

F A X 03-3600-6402



有限会社アートワーク・カマタ

(南水元支部)

当社は平成元年に開業し現在に至っております。今現在人数も少なく私を含めて四名にて頑張ってます。業務内容として木に関する造作物、木工製作を主体としています。造作物の現場設置等、展示会、ショールーム内装・什器類製作、ホテルでの舞台造作、またイベント関係の木工製作等色々と木工に関係する仕事に幅広く従事させて頂いております。

もちろんの事、個人のお客様にもお仕事をさせて頂いております。建具の建付け、空いているスペースにボックス棚、テレビ台、ドアの製作交換等、店舗に於いては内装工事から什器製作等、木工に関する様々な分野に於いて、お仕事をさせて頂いております。広告代理店から個人のお客様まで。

近年職人を目指す若者も少なく寂しさを感じ、生涯現役にて頑張る所存です。木工関係と言っても、大工さんとあまり変わらない職業です。

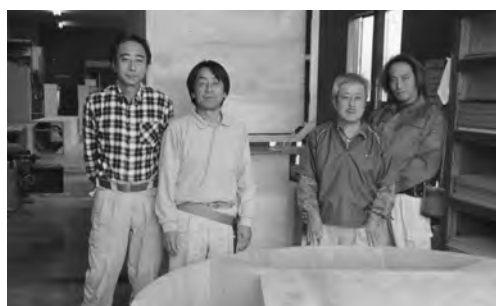
木工に関し何か御座いましたらご相談下さい。多少のアドバイスはできると思います。ご既読ありがとうございました。

会 社 概 要

所在地 本社 葛飾区水元2-21-10

工場 三郷市戸ヶ崎1-571-1

T E L 03-3609-2022



株式会社シナイ保険事務所

当社は昭和55年より専業プロ保険代理店として地域の皆様へ安心をお届けし、HGA(ハイグレードエージェンシー)認定代理店として、現在あいおいニッセイ同和損保及び三井住友海上あいおい生命、アクサ生命、アフラックの代理店として、損害保険・生命保険の企画、コンサルタントを行っております。

営業地域は東京都葛飾区、足立区を中心に、埼玉県三郷市・八潮市等、地域に密着した活動をしております。



会社概要

代表者：十枝内 茂雄

住所：東京都葛飾区西水元1-8-23

TEL:03-5660-2301/FAX:03-5660-2302

営業時間：9:00～18:00 定休日：土・日・祝日

業務内容：損害保険・生命保険のリスクコンサルタント及び事故相談・事故処理

取扱保険会社：あいおいニッセイ同和損保・三井住友海上あいおい生命・アクサ生命・アフラック

(西水元支部)

小規模事業者経営改善資金

マル経融資

無担保・無保証
+
低利・手数料無
+
区が3年間、
利子の50%を
補助します!

【融資対象】 ※従業員数20名以下(宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5名以下)の法人・個人事業主の方

【担保・保証人】 不要

【融資限度額】 2,000万円

【返済期間】 運転資金7年以内 設備資金10年以内

【金利】 1.35%(平成26年11月13日現在)

【必要書類】 2期分の決算書及び確定申告書(控)等

※マル経融資の融資限度額、返済期間の取扱いは、平成27年3月31日まで(日本政策金融公庫受付分)となります。

※会員・非会員の方問わずご利用いただけます。

弁護士・税理士等による窓口専門相談 も実施中
(無料相談・予約制) ※事業に関することに限ります。

各種経営のご相談と融資のお問い合わせは、

東京商工会議所 葛飾支部

葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか3階

TEL (3838)5656 FAX (3838)5657



法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正について

平成26年度税制改正により、法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正が行われました。

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正について

○法人事業税の税率の改正

◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税の概ね3分の1が法人事業税に還元されることに伴い、税率が改正されます。

区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)					
			平成26年10月1日以後に開始する事業年度		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度			
			不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率		
所得・清算所得※を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割	適用税率	年400万円以下の所得	3.4	3.65	2.7	2.95
			軽減税率	年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1	5.465	4	4.365
			軽減税率不適用法人	年800万円を超える所得	6.7	7.18	5.3	5.78
			清算所得※	—	—	(5.3)	5.78	
	特別法人 〔法人税法別表三に掲げる協同組合等(農業協同組合、信用金庫等)及び医療法人〕	所得割	適用税率	年400万円以下の所得	3.4	3.65	2.7	2.95
			軽減税率	年400万円を超える所得	4.6	4.93	3.6	3.93
			軽減税率不適用法人	—	—	(3.6)	3.93	
			清算所得※	—	—	(3.6)	3.93	
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業又は保険業を行う法人	収入割	—	0.9	0.965	0.7	0.765	
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 〔資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く)〕	所得割	適用税率	年400万円以下の所得	(2.2)	2.39	(1.5)	1.69
			軽減税率	年400万円を超え年800万円以下の所得	(3.2)	3.475	(2.2)	2.475
			軽減税率不適用法人	年800万円を超える所得	(4.3)	4.66	(2.9)	3.26
			清算所得※	—	—	(2.9)	3.26	
	付加価値割	—	—	0.504	—	0.504		
		資本割	—	—	0.21	—	0.21	

※ 清算所得に対して課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後に解散した法人は、所得金額に課税されます。
(注) ()内の税率は、東京都での適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

○地方法人特別税の税率の改正

課税標準	法人の種類	税率(%)	
		平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人以外の法人	43.2	81
基準法人収入割額	外形標準課税法人	67.4	148
	—	43.2	81

○都民税法人税割の税率の改正

◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人税(国税)が創設されることに伴い、税率が引き下げられます。

区分	税率(%)			
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年9月30日までに開始する事業年度	
	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率
23区内に事務所等がある場合	12.9 (道府県民税相当分3.2+市町村民税相当分9.7)	16.3 (道府県民税相当分4.2+市町村民税相当分12.1)	17.3 (道府県民税相当分5+市町村民税相当分12.3)	20.7 (道府県民税相当分6+市町村民税相当分14.7)
市町村に事務所等がある場合	3.2	4.2	5	6

詳細は、主税局HPをご覧ください。下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 主税局
課税部法人課税指導課 03-5388-2963
台東都税事務所
法人事業税第二係 03-3841-1694

葛飾わくわく！お店探検隊

文と写真
岩澤亜紀子

取材協力店大募集：6千人の読者に向けて、お店のアー
ピールをしてみませんか！（費用はかかりません）。
090・6484・9981 / 047・472・01
90 / メール iwawawa@roku-design.com

コーヒーの香りと

ゆったりとした時間が流れる

落ち着いた空間でおいしい
珈琲を楽しめる新里珈琲。昨
年8月にオープンした、お花茶
屋プロムナード商店街で目を
引くお店だ。コーヒー豆を思
わせるダークブラウンと白で
まとめられたお店は居心地が
よく、つい長居してしまう。

☎ 03-6662-6765

新里珈琲

新里珈琲

メニユーはコーヒーの他、紅
茶、ソフトドリンク、フード&
デザートもあり、11時30分
から14時の間はサラダ、ス
ープ、ドリンク付きのラン
チメニュー（スパゲティ、オム
ライス）もある。コーヒーは
ブレンドの他にカフエモカ
などのバリエーションコー
ヒーが



ある。コーヒーは注文が入
ってから1杯ずついいねい
にハンドリップで淹れてく
れる。お勤めなのがオリジ
ナルの「深煎り新里ブレ
ンド」。苦みと酸味・甘さ
のバランスが取れた「酸
味・甘さのブレンド」と
のこと、いただいたところ
でも飲みやすくなる口当
たりのいい味だ。コー
ヒー豆は店内で販売して
いるので、気に入った豆
で自宅でもコーヒーを
楽しむことができる。
ついせわしない気持ち
になつてしまう日常の
ひとときを新里珈琲で
リセットしてはいい
かだろう。



【住所】お花茶屋 1-26-2 1階

【営業時間】9:00 ~ 18:30

(土曜日 19:00)

【定休日】水曜日

(お花茶屋支部)

☎ 03-3694-3337

マルキパン

株式会社マルキパン

毎日約120種類のパンが並ぶ

立石の美味しいパン屋さん

京成立石駅を出て奥戸街道を
5分ほど歩いて横道に入ると
マルキパンがある。マルキ
パンは1931年に創業した
立石の老舗パン屋だ。店内
には毎日お店で焼く120
種類ほどのパンが並んで
いて、惣菜パンやサンド
ウィッチ、食パンなど目
移りし選ぶのに苦労する
ほどだ。

特にオススメなのがコッ
ペパン。中身はカスタード
クリーム、ピーナッツバ
ター、ジャムといったバ
リエーションがあり、パ
ンとの相性も抜群で二つ
三つと手が伸びてしまう。
定番の



マルキパンがおいしいのは
「パン作りは楽しい」とい
うこの気持ちで作られて
いるからに違いない。
お店は朝の7時から開
店するためパン作りは午
前2時半から行っている
そうだ。大変なことだ
が2代目3代目どちらも
パン作りは楽しいからと
笑顔でお話してくださ
った。



【住所】東立石 3-25-13

【営業時間】7:00 ~ 20:00

【定休日】月曜日

(東立石支部)

提出先 〒124-8555

葛飾区立石 5-13-1

Tel.03(3695)1111(代)

葛飾区役所 税務課からのお知らせ

給与支払報告書の提出をお願いします

会社などの事業所を営んでいる方は、平成26年中に従業員に対して給与の支払いがあった場合、その従業員が平成27年1月1日に住民登録している自治体に、給与支払報告書を提出することになっています。(退職者・パートの方などすべて対象です。)

各区市町村に給与支払報告書を平成27年2月2日(月)までに、提出してください。

※提出書類は、税務課・税務署で配布しています。

◎提出していただく書類

①総括表

会社名・事業所所在地・代表者名などの会社情報、税理士・会計士の情報、特別徴収・普通徴収の内訳人数、葛飾区特徴指定番号等の記載をお願いします。

平成26年度に特別徴収をされている各事業所には、葛飾区役所より12月1日に「葛飾区提出用総括表」を送付します。必ずそちらをご利用ください。

②給与支払報告書(個人別明細書)

給与支払報告書(個人別明細書)には、従業員の住所、氏名、一年間の給与額、所得控除額、源泉徴収額、控除の内容と金額、就職・退職年月日、生年月日、会社の所在地と名称などの記載をお願いいたします。従業員の氏名フリガナ、生年月日、住所を正確に記載してください。

毎年、多くの給与支払報告書でこれらの記載が漏れています。全て正しく記載されないと、ご本人確認ができず、正確に課税できない場合がありますので、ご協力をお願いします。

◎提出期限は、平成27年2月2日です！

提出の際は、必ず平成27年度様式で提出してください。旧様式を使用しますと税額が正しく計算されないおそれがあります。また、どうしても特別徴収が難しく普通徴収となる場合は、摘要欄に「普通徴収」と記載してください。

なお、給与支払報告書提出後に徴収方法の変更があった場合(誤記、退職等)は、「異動届書」又は「切替申請書」の提出をお願いします。(各用紙は、葛飾区ホームページからダウンロードできます。)

<http://www.city.katsushika.lg.jp/3435/799/6174/018519.html>

☆電子データによる給与支払報告書の提出が義務付けられています。

給与支払報告書は、税務署へ提出すべき源泉徴収票が1,000枚以上であった事業所、または税務署へ源泉徴収票を電子データで提出することが義務付けられた事業所は、光ディスク等(電子データ)またはeLTAXで提出することが義務付けられています。詳細は、税務課課税係(03-5654-8550)へお問い合わせください。

☆所得税の源泉徴収をされる事業者は、住民税の特別徴収が義務付けられています。

オール東京で特別徴収を推進しています！

個人住民税は、
給与から税額を差し引く
特別徴収で納めましょう。



東京都

都内全62区市町村

ぜいきりん

■ 表紙のイラストについて ■



だんだん寒さも本格化するこの季節ですが、いつもの一家、今回は亀有にきたようです。亀有といえば漫画「こち亀」でお馴染みですが、その登場人物の銅像がいくつも町内にあることでも有名です。長男、いつかお父さんにも有名になってもらいたいようですね。

イラスト： かつしかけいた

税 務 相 談

月1回、1時間まで無料！

葛飾法人会では税に関する相談を個別に行っております。まずは法人会事務局へご連絡ください。

☎ 03-3693-3744

申し込み後、日時等をご相談の上決めさせていただきます。相談は、原則として葛飾法人会館で行い、東京税理士会葛飾支部の税理士が相談に応じます。

※時間を超えてご相談になられた場合、超過時間につきましては相談者のご負担になります。帰る時に事務局へお支払いください。料金は30分につき、5,000円と消費税になります。

事務局からのお願い

- * 移転・休廃業等の変更がございましたら、お早めに支部長までご連絡をお願いします。
- * 住所、会社名、代表者名等の変更がございましたら、事務局までご連絡をください。

編集後記

季節の移ろいの中で

季節は、確実に冬をしみじみ感じる今日この頃です。自然の営みの中で私達は日々暮らしています。

時に自然は、人間界に猛威をふるって襲いかかります。

土曜日のお昼時の笑顔を一瞬にして暗転させたあの御嶽山、夜中に襲った広島の大規模土石流、自然の前には何と無力なのでしょう。

東日本大震災から3年半、未だに故郷に帰還できない方々も多くいらっしゃると思います。アフリカで発生したエボラ出血熱は世界中を震撼させています。

各地で防災訓練が行われております、去る11月9日には、かつしかFM・葛飾区防災課との連帯した訓練に葛飾区の多くの企業の参加がありました。

地域社会の発展に貢献することは公益社団法人葛飾法人会の行動指針だと考えております

二十四節気 12月7日は「大雪」とか。次は新春号よいお年をお迎え下さいませ。

(広報委員長細谷政男)

◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時間	場所
1月21日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
2月12日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館
3月 3日(火) 4日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
4月 2日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館
5月13日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
6月 4日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
1月28日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
4月 8日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館

※配布されました広報誌では、2月の決算法人説明会は9日となっておりますが、12日に変更になりました。

かつしかの窓

NO. 358 (通巻 59 巻)
平成 26 年 11 月 25 日 発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <http://www.katsuhou.net> E-mail info@katsuhou.net
発行人 山田幸三 編集人 細谷政男

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を
計画的に準備できます。

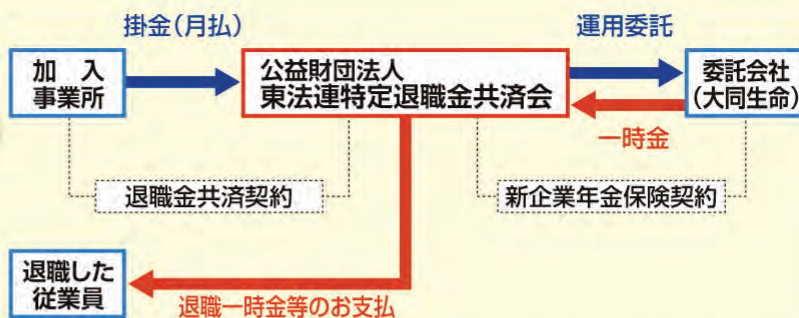
優秀な人材の確保、
定着化に役立ちます。



特退共制度の 5つの魅力

- 1 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- 2 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- 3 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- 4 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- 5 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度 の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>

葛飾法人会会員の方は法人税申告書別表一(一)の上部欄外の右上部分に
このシールを張ってご提出ください。(OCR用紙には貼らないでください。)

 公益社団法人 葛飾法人会員